

北労発基 0912 第 4 号
令和 5 年 9 月 12 日

建設工事発注機関各位

厚生労働省北海道労働局長
(公印省略)

建設工事追い込み期労働災害防止運動の実施について

日頃より労働行政の推進につきましては、格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、建設業における 8 月末現在（速報値）の死亡者数は、前年同期に比べ 7 人減少の 3 人、死傷者数については前年同期に比べ 21 人増加の 503 人となっております。本年の建設業における死亡労働災害は減少しているものの、事故の型別の災害発生状況では死亡労働災害の発生に直結しやすい「墜落、転落」によるものが 32.4% と最も多く発生しております。

また、例年追い込み期に当たる 10 月から 12 月に死傷労働災害は増加する傾向にあり、同時期の過去 5 年間の死亡者数を都道府県労働局別で比較すると、北海道が突出している状況にあります。

このため、本年度も「建設工事追い込み期労働災害防止運動実施要綱」（別添 1）により同運動を展開いたしますので、下記事項の取組について特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 別添 2 のリーフレット「建設工事追い込み期労働災害防止運動」を使用した、現場監督員等への周知
- 2 工事現場へのパトロールの実施及び指導
- 3 工事施工業者への建設工事追い込み期における労働災害の防止対策の周知、指導
- 4 工事施工業者との合同パトロールの実施、安全大会・工事施工業者で構成する労働災害防止協議会等労働災害防止に係る各種会議・会合等の開催
- 5 「建設工事追い込み期労働災害防止運動」に係る別添 3 の「懸垂幕（看板）」

及び別添4の「安全宣言」の現場設置・掲示への協力
(別添5「懸垂幕(看板)」設置及び「安全宣言」掲示の取組実施要領参照)

※「リーフレット」及び「実施要項」全文は北海道労働局のホームページからダウンロード出来ます。

【掲載場所】ホーム>労働災害防止>業種別の労働災害防止について>建設業の労働災害防止対策等について

【担当者】

北海道労働局労働基準部安全課
主任地方産業安全専門官 柄(のと)
電話代 011-709-2311 内線 3550